

熊本河川国道事務所の管内において河川を利用される皆様へ

河川における許認可の申請手続で押印が不要になり 電子メールでの申請ができるようになりました。

■押印が不要となり、電子メールでの申請が可能となったもの（抜粋）

こんなときは	押印などが不要となった様式	河川法
(1) 河川の流水を占有したいとき	許可申請書（乙の1）	第23条
(2) 河川の流水の占有の登録をしたいとき	登録申請書（乙の1の2）	第23条の2
(3) 河川区域内の土地を占有したいとき	許可申請書（乙の2）	第24条
(4) 上記の占有が終了したとき	土地返還届出書	
(5) 河川区域内において、工作物を新築、改築、除却したいとき	許可申請書（乙の4）	第26条
(6) 河川区域において、上記許可後に工事着手したいとき	着手届	第26条外
(7) 河川区域において、上記許可に関する工事が完了したとき	完了届	
(8) 河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき、または竹木の植栽若しくは伐採をしたいとき	許可申請書（乙の5）	第27条
(9) 既設工作物の用途を廃止したとき	工作物用途廃止届出書	第31条
(10) 許可に基づく地位の承継手続をしたいとき	地位承継届	第33条
(11) 許可に基づく権利の譲渡をしたいとき	権利譲渡承認申請書	第34条
(12) 住所、氏名、所在地、名称を変更したいとき	住所変更届	-
(13) 河川区域を一時的に使用したいとき	河川一時使用届	-

※その他、上記以外で押印などが不要となるものは申請窓口にお問い合わせください。

<ご注意事項>

- ・各種様式は、上記リンク先のほか提出先窓口より提供いたします。
- ・添付書類などでデータ容量が大きい場合、電子メールでのご提出をお受けできない場合があります。
- ・一部手続は、押印の省略（及び電子メールでの提出）ができません。詳細は提出窓口もしくは下記にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒861-8029 熊本県熊本市東区1丁目12番1号
熊本河川国道事務所 占用調整課
TEL：096-382-1198
E-Mail：qsr-kumamotokasenh@mlit.go.jp

